

春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市コミュニティ住宅(以下「コミュニティ住宅」という。)の敷地の一部を駐車場として使用させる場合の春日井市財産管理規則(昭和40年春日井市規則第7号)第9条の規定に基づく許可及び春日井市行政財産目的使用料条例(昭和39年春日井市条例第4号)第3条の規定に基づく使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪自動車を除く。)をいう。
- (2) 駐車区画 駐車場において、1の自動車を駐車することができる区画線等で仕切られたそれぞれの部分をいう。

(許可の基準)

第3条 市長は、次に掲げる要件に該当する者でなければ許可をしてはならない。ただし、市長がやむ得ない事情があると認める場合はこの限りでない。

- (1) コミュニティ住宅の入居者(コミュニティ住宅賃貸借契約を締結した者をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 入居者又はその同居者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証の使用
者の氏名又は名称の欄に記載されている者

イ 許可の日から1か月以内に、アに該当することができる者

2 前項の許可の対象となる自動車は、使用する駐車区画に納まるものでなければならない。

(許可の条件)

第4条 市長は、許可を行う場合には、使用者に対し次に掲げる条件を附すものとする。

- (1) 入居者は、駐車区画を正常な状態に維持することに努め、現状を変更し、又はこれに工作物等を設置してはならないこと。
- (2) 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。
- (3) 入居者は、駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車への支障となる物品を持ち込んで서는ならないこと。
- (4) 入居者は、前3号の規定を遵守させなければならないこと。

(許可の申請等の手続)

第5条 第3条の許可を受けようとする入居者は、行政財産目的外使用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、駐車場の使用を許可したときは、行政財産目的外使用許可書(第2号様式)を前項の申請者に交付するものとする。
- 3 許可を受けた入居者が使用期間の終了後も引き続き駐車場を使用するときは、使用期間終了日の14日前までに第1項の申請をしなければならない。

(使用者の選考)

第6条 第3条の許可は、入居者1人当たり1の駐車区画に対して行う。ただし、当該コミュニティ住宅の駐車場に空き駐車区画がある場合は、この限りでない。

2 前条第1項の申請の数が、使用させることのできる駐車区画の数を超える場合においては、公開抽選により使用者を決定する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず使用順位を定めて使用予定者を定めることができる。

(使用の変更)

第7条 入居者は、自動車又は使用者を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料は、月額3,675円とする。

(使用料の減額)

第9条 入居者又はその同居者が、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者であり、自動車税(軽自動車税を含む。)の減免の対象となる者である場合にあっては、市長は、当該減免に係る自動車を駐車する駐車場の使用料の2分の1を減額することができる。

2 前項の規定による使用料の減額を受けようとする入居者は、行政財産目的外使用料減額申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減額を決定したときは、行政財産目的外使用料減額決定通知書(第5号様式)を前項の申請者に交付するものとする。

4 使用料の減額の期間は、前項の通知をした日の属する月の

翌月から第5条第2項の規定により許可をした使用期間の終了日まで（第1項の条件を満たさない期間を除く。）とする。

（使用料の納付等）

第10条 許可を受けた入居者は、毎月、所定の期日までにその月分の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用期間が1月未満であるとき若しくはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

3 春日井市コミュニティ住宅条例（平成7年春日井市条例第28号）第11条に規定する入居の承継により新たに入居者となった者が引き続き駐車場を使用するため第5条第1項の申請をしたときは、市長が使用の許可をした日の属する月の使用料は、第1項の規定にかかわらず承継の前後の許可を受けた入居者のいずれかが納付するものとする。

4 第12条に規定する届出をしないで駐車場の使用を廃止した場合においては、市長が認定した日の属する月までの使用料を納付しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取消することができる。

(1) 不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(5) 第3条に規定する許可の基準を満たさなくなったとき。

(6) この要綱に違反したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により、駐車場の使用の許可を取消された入居者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

(廃止届)

第12条 入居者は、駐車場の使用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の5日前までに行政財産目的外使用廃止届(第6号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(事故等の免責)

第13条 市長は、駐車場において、自動車相互の接触若しくは衝突により生じた損害又は自然災害若しくは不可抗力による損害については、その責めを負わない。

(保管場所の証明)

第14条 入居者は、自動車の保管場所の使用承諾証明を受けようとする場合は、保管場所使用承諾証明願(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明願が提出されたときは、当該自動車の保管場所使用承諾証明書(第8号様式)を発行するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱（平成8年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱及び春日井市コミュニティ住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市コミュニティ住宅駐車場要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式(第5条関係)

行政財産目的外使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 春日井市長

住 所

コミュニティ住宅 号

申 請 者

氏 名

電話番号

次のとおり行政財産の使用を許可してください。

使用しようとする行政財産	駐車区画番号	コミュニティ住宅駐車場 番
使用の目的	自動車を駐車するため	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
駐車する自動車	メーカー名	
	車種名	
	車寸法	長 mm × 幅 mm
	使用者の氏名	
*販売・譲渡証明	<p>私は、上記の自動車を（ 販売 ・ 譲渡 ）したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所又は所在地 名称又は氏名（代表者） 印 電話番号</p>	
備考	<p>自動車を登録している場合は、自動車検査証の写しを添付してください。 *は、自動車を購入又は譲り受けた方のみ取扱店等の証明を受けてください。</p>	

第2号様式(第5条関係)

行政財産目的外使用許可書 第 号 年 月 日 様 春日井市長 年 月 日付けの申請については、次のとおり許可します。		
使用許可する 行政財産	駐車区画番号 コミュニティ住宅駐車場 番 (長 mm×幅 mm)	
使用の目的	自動車を駐車するため	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
駐車する自動車	メーカー名	
	車種名	
	車寸法	長 mm × 幅 mm
	使用者の氏名	
使用料	月額 円	
注意事項	裏面のとおり	
備考		

第2号様式（第5条関係）

注 意 事 項

- 1 次の事項を遵守しない場合は、許可を取り消すことがあります。
 - ・ 使用者は、駐車区画を正常な状態に維持することに努め、現状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。
 - ・ 使用者は、自己の責に帰すべき事由により駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償すること。
 - ・ 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込まないこと。
 - ・ 駐車場の使用対象となる自動車は、その使用する駐車区画に納まるものであること。
 - ・ 自動車又は使用者を変更しようとするときは、行政財産目的外使用許可変更届を市長に提出すること。
 - ・ 毎月、所定の期日までにその月分の使用料を納付すること。
 - ・ 春日井市コミュニティ住宅の管理支障となる行為及び他の者の迷惑となる行為をしないこと。
- 2 市長は、駐車場において、自動車相互の接触若しくは衝突により生じた損害又は自然災害若しくは不可抗力による損害については、その責を負いません。
- 3 許可を取消されたときは、速やかに駐車場を明け渡さなければなりません。

第3号様式(第7条関係)

行政財産目的外使用許可変更届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <p style="margin-top: 20px;">(あて先) 春日井市長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 住所 コミュニティ住宅 号 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> 届出者 氏名 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> 電話番号 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 年 月 日付け 第 号の許可について、次のとおり </div> <p style="margin-top: 5px;">変更するので届け出ます。</p>			
使用している 行政財産	駐車区画番号	コミュニティ住宅駐車場 番	
変更の理由	変更の理由		
変更 内容	駐車する 自動車	メーカー名	
		車種名	
		車寸法	長 mm × 幅 mm
		使用者の氏名	
備考	*自動車の登録後、7日以内に自動車検査証の写しを提出します。		

第4号様式（第9条関係）

<p>行政財産目的外使用料減額申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先）春日井市長</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">コミュニティ住宅 号</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p style="text-align: center;">次の状況にありますので、行政財産目的外使用料の減額をしてください。</p>		
使用する 行政財産	駐車区画 番 号	コミュニティ住宅駐車場 番
使 用 料		月 額 円
使用者の氏名		
身体障害者手帳等の交付を受けた者の氏名及び使用者との続柄		(続柄)
<p>備 考</p> <p style="text-align: center;">本申請書を提出する際には、身体障害者手帳等の写しを添付してください。</p>		

第5号様式（第9条関係）

行政財産目的外使用料減額決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のあった行政財産目的外使用料の減額について、次のとおり決定しましたので通知します。

減額決定する行政財産の目的外使用許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
使用する行政財産	駐車区画番号	コミュニティ住宅駐車場 番	
使用料 (月額)	納付額	減額する額	差引納付額
	円	円	円
減額期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで (身体障害者手帳等の交付を受けている期間に限る。)		
備 考			

第6号様式（第12条関係）

行政財産目的外使用廃止届 年 月 日 （あて先）春日井市長 住 所 コミュニティ住宅 号 氏 名 電話番号 次のとおり、行政財産の目的外使用を廃止したいので、届け出ます。		
廃止しようとする行政財産の目的外使用許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
使用している行政財産	駐車区画番号	コミュニティ住宅駐車場 番
廃止しようとする日		年 月 日
備 考		本届出は、廃止しようとする日の5日前までに、許可書を添付し、提出してください。

第7号様式（第14条関係）

保管場所使用承諾証明願

年 月 日

（あて先）春日井市長

申請者	住 所	コミュニティ住宅 号
	氏 名	

次のとおり、保管場所使用承諾の証明をしてください。

保管場所の位置 駐車区画番号	コミュニティ住宅駐車場 番
使 用 者	

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	春日井市 コミュニティ住宅駐車場 番
使用者	〒 春日井市 コミュニティ住宅 号室 住所 TEL 氏名
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
<p>上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〒 486-8686 住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地 (0568) 81-5111</p> <p>氏名 春日井市長 印</p>	

備考 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください。